日本語学習支援基金

外国につながりを持つ子どものための日本語教室を助成します

2023 年度日本語教室学習支援事業 第二次募集のお知らせ

(公財)愛知県国際交流協会では、外国人児童生徒の日本語学習の促進を図るため「日本語学習支援基金」 を活用し、外国人児童生徒を対象にした地域の日本語教室に助成を行っています。今回、この助成を希望される 団体を募集します。

◇ 対象となる団体の要件等

詳しくは、裏面をご覧ください。ご不明な点は、基金事務局までお問い合わせください。

◇ 助成内容

助成対象として認定した日本語教室に対し、月々の教室開催日数及び延べ学習者数の条件を満たした場合において、教室運営に必要な経費として以下のAとBの合計額を助成する。

A. 運営費: 教室規模(延べ学習者数/月)により、次のとおり。

教室規模	1か月あたりの延べ学習者数※1	助成額(月額)
1	9人*2から33人まで	5,000 円
2	34 人から 113 人まで	150 円/人・日×延べ学習者数
3	114 人以上	17,000 円

※1:1か月間の対面学習者数(延べ数)とオンライン学習者数(延べ数)の合計。 ただし、オンライン学習者数は対面学習者数の3分の1以内。

※2: 1か月あたり延べ学習者数が9名未満の場合、その月は助成金を交付しません。

B. 会場費:会場費及び光熱水費等の実費(上限 10,000 円/月)

なお、本事業の助成対象として認定された日本語教室が、児童生徒の社会的自立に向けたキャリア 支援事業を実施した際には、「キャリア支援助成事業」による助成を受けることができます。 (1回あたり3,000円、上限年5回)

- **◇ 助成対象期間** 2023 年 10 月 ~ 2024 年 3 月
- ◇申請期限 2023年8月18日(金)午後6時必着 (Eメールか FAX、郵便でお送りいただくか、事務局へ持参してください。)

◇ その他

助成対象団体は、審査委員会で審査の上、決定します。審査結果は全ての申請団体に9月下旬にお知らせします。



- <基金を活用した取組の例>
- ○日本語を教えるだけでなく、学校でついていけない教科の勉強をしたり、日常の悩みの相談を受けたりもしています。
- ○日本語教室に通う子どもたちが、コミュニティ農園の活動にも参加することで、地域とのつながりが生まれています。



日本語教室学習支援事業の概要

この事業は、外国につながりを持つ 5 歳から 18 歳の児童生徒(ただし、19 歳以上であっても高校等に在学中の者を含む)のための日本語教室を運営する団体に対し、その教室の運営に必要な経費の一部を助成するものです。

◇ 対象となる団体の要件

この事業の対象となる団体は次のとおりです。

- ①「日本語指導者としての条件を満たす者」※が1名以上いること
- ②活動に関する規約があること
- ③年間の収支が明瞭であること
- ④代表者及び会計責任者の定めがあること(代表者と会計責任者の兼務可)
- ⑤営利を目的とする団体、又は地方公共団体が運営主体ではないこと
- ⑥所在地が愛知県内にあること
- ※「日本語指導者としての条件を満たす者」(いずれか一つで可)
 - ①1年以上日本語教育若しくは研究に従事した者、又は1年以上外国人児童生徒の学習支援に関する日本 語ボランティアの経験がある者
 - ②学校で教師等の経験がある者
 - ③公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
 - ④文化庁の「日本語教員養成のための標準的な教育内容」で定める420時間以上の養成講座を修了した者
 - ⑤大学(短期大学を除く)において日本語教育に関する主専攻を修了し、卒業した者(関係科目 45 単位以上)
 - ⑥大学(短期大学を除く)において日本語教育に関する科目を修得し、卒業した者(関係科目 26 単位以上)

さらに、対象となる日本語教室には、次の条件があります。

- ①愛知県内で開催される日本語教室であること
- ②助成対象となる日本語教室に対して国・県及び県関係団体、並びに市町村から補助金その他の助成を受けていないこと
- ③原則、5名以上の児童生徒を対象とした日本語教室であること
- ④原則、児童生徒一人当たり週1回以上日本語指導を行うものであること
- ⑤児童生徒の年齢や学習段階、日本語能力、状況等に応じ、適切な学習支援の内容を遂行できること
- ⑥原則、日本語指導を行う者が児童生徒5名につき1名以上いること
- (7)外部からの委託を受けて実施する日本語教室ではないこと
- ⑧営利活動、特定の宗教の布教、特定の政党・政策の支援につながるおそれのある活動を行う日本語 教室ではないこと
- ⑨原則、学校*1以外で開催される日本語教室であること。ただし、外部の団体が学校の施設を利用して 授業時間外に開催されるものは対象とする。
- ※1 学校教育法第1条に掲げられた学校、外国人児童生徒に母国の教育を行う外国人学校等。

◇ 申請方法

所定の申請用紙に記入の上、2023 年 8 月 18 日(金)午後 6 時必着で、基金事務局あてに E メールか FAX、郵便でお送りいただくか、事務局まで持参してください。

申請用紙は(公財)愛知県国際交流協会日本語学習支援基金ウェブページからダウンロードできます。

https://www2.aia.pref.aichi.jp/kyosei/j/kikin/jigyouboshuR5-2.html